

令和7年4月1日付け採用

三戸町会計年度任用職員（フルタイム放課後児童支援員）

1 募集の概要

採用予定人数	2名
職務内容	放課後児童支援業務（三戸町立中央児童館）
資格	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三戸町条例第16号）第10条第3項各号のいずれかに該当する者 ※裏面参照

2 勤務条件

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
勤務場所	三戸町立中央児童館（青森県三戸郡三戸町大字梅内字権現林139番地）
勤務日	月曜日から土曜日までの日のうち、1週間につき5日間勤務 ※ 祝日及び年末年始の期間（12月29日から翌年1月3日まで）を除きます。
勤務時間 休憩時間	7時から19時までの時間のうち、8時間45分（うち休憩時間1時間） 1週間当たり38時間45分勤務
時間外勤務	・行事等により臨時に開館する場合 ・その他児童館の運営上必要と認められる場合
給料	月額189,005円～210,532円 ※ 三戸町職員としての同職種の通算の経験年数を考慮して決定します。
諸手当	通勤手当 ※支給要件を満たす場合
	時間外勤務手当 ※勤務実績に応じて支給
	期末勤勉手当 ※年2回（6月・12月）、それぞれ給料月額額の2.275月分程度
	退職手当 ※連続して6か月を超えて勤務した場合
休暇	年次休暇（最大20日間）
	各種特別休暇
社会保険	適用あり（協会けんぽ又は青森県市町村職員共済組合）
雇用保険	適用あり ※ 連続して6か月を超えて勤務した場合は、青森県市町村職員退職手当組合に加入する代わりに、雇用保険の資格は喪失されます。
労働災害	適用あり
服 務	地方公務員法の定めによる各種義務や制限等が課されます。 ※ 営利企業への従事等も制限されますので、御注意ください。

お問い合わせ先	三戸町役場住民福祉課（0179-20-1151）
---------	--------------------------

令和7年4月1日付け採用

三戸町会計年度任用職員（フルタイム放課後児童支援員）

【別紙】

三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三戸町条例第16号）

（職員）

第10条 （略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの